

2 平成二十一年四月一日において現に第十一条の規定による改正後の確定拠出年金法附則第三条第一項に規定する継続個人型年金運用指図者である者であつて、同項第四号、第五号及び第七号に該当するものは、同日から二年間は、同項の脱退一時金の支給を請求することができる。

(国民年金法の一部改正)

第八十六条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第五条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「又は年金保険者」を「及び実施機関」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「年金保険者」を「実施機関」に、「国家公務員共済組合連合会」を「厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会」に改め、同項を同条第九項とする。

第七条第一項第一号中「被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付」に、「被用者年金各法に基づく老齢給付等」を「厚生年金保険法に基づく老齢給付等」に改め、同項第二号中

「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第八条第三号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第九条第四号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第五号中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

第十二条第六項中「の被保険者」を「第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）」に、「国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）」を「同項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（以下「第二号厚生年金被保険者」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（以下「第三号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）」に改め、同条第七項中「厚生年金保険法の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「同法第六条第一項」を「厚生年金保険法第六条第一項」に改める。

第二十条第一項中「被用者年金各法による年金たる給付（当該）を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（当該）に、「被用者年金各法による年金たる給付（遺族厚生年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金」を「同法による年金たる保険給付（遺族厚生年金」に改め、同条第二項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第二十一条第三項中「厚生年金保険法による年金たる保険給付」の下に「（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づくものに限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第二十七条の二第二項第二号イ中「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）」を「厚生年金保険の被保険者」に、「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に、「以下同じ」を「以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ」に、「被用者年金被保険者等に」を「厚生年金保険の被保険者に」に改める。

第二十七条の四第一項第一号中「公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者）を「公的年金の被保険者（この法律又は厚生年金保険法の被保険者）に、「公的

年金被保険者等総数」を「公的年金被保険者総数」に改める。

第二十八条第一項ただし書中「被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職）を「厚生年金保險法による年金たる保険給付（老齢）に、「被用者年金各法による年金たる給付の」を「同法による年金たる保険給付の」に改め、同条第二項中「若しくは被用者年金各法による年金たる給付の」を「又は厚生年金保險法による年金たる保険給付の」に、「若しくは被用者年金各法による年金たる給付を」を「又は同法による年金たる保険給付を」に改める。

第三十条の二第四項中「若しくは第四十七条の二」を「又は第四十七条の二」に改め、「又は國家公務員共済組合法第八十一条第一項若しくは第三項（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十四条若しくは第八十五条の規定による障害共済年金」を削り、「厚生年金保險法第五十二条又は國家公務員共済組合法第八十四条（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法第八十九条」を「同法第五十二条」に、「第一項の請求」を「同項の請求」に改める。

第八十五条第一項第一号中「各被用者年金保険者」を「政府及び実施機関それぞれ」に改める。

第八十七条第五項第二号イ中「被用者年金被保險者等に係る標準報酬額等平均額」を「厚生年金保険の被保險者に係る標準報酬平均額」に改める。

第八十九条第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に、「厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第九十条第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十条の二第一項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同条第三項中「第五条第七項」を「第五条第六項」に改める。

第九十条の三第一項中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第九十二条の四第三項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、同条第四項中「第五条第五項」を「第五条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第九十四条の二第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二項中「年金保険者」を「実施機関」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施

者」に、「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の三第一項中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「及び地方公務員共済組合連合会にあつては、当該連合会を組織する共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」を「にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第二号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、地方公務員共済組合連合会にあつては当該連合会を組織する共済組合に係る第三号厚生年金被保険者である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「及び被用者年金保険者」を「並びに政府及び実施機関」に改め、同条第三項中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第九十四条の四中「各地方公務員共済組合」の下に「指定都市職員共済組合」を加え、「給料の総額等」を「厚生年金保険法第二十八条に規定する標準報酬（以下この条において「標準報酬」とい

う。）の総額（）に改め、「すべての」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「給料の総額等）」を「標準報酬の総額）」に改める。

第九十四条の五中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

第一百一条第六項中「被用者年金各法の」を「共済各法（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び私立学校教職員共済法をいう。以下この項において同じ。）の」に、「被用者年金各法に」を「共済各法に」に改める。

第一百八条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

第一百八条の二中「年金保険者」を「実施機関」に改める。

附則第三条中「加入者」を「の被保険者」に改め、「組合員及び加入者並びに国家公務員共済組合法附則第十三条の三に規定する特例継続組合員及び地方公務員等共済組合法附則第二十八条の七に規定する特例継続組合員」を削る。

附則第五条第一項第一号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第六項第一号中「被

用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第七項第二号中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第六条中「被用者年金各法」を「厚生年金保険法」に改める。

附則第七条の二中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の三第一項中「被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第七条の四第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に、「厚生年金保険の被保険者で」を「第一号厚生年金被保険者で」に改める。

附則第七条の五第一項中「共済組合の組合員であるもの及び私学教職員共済制度の加入者」を「第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者」に改め、同条第二項中「共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第二

号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第一号厚生年金被保険者期間」という。）、同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第三号厚生年金被保險者期間」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）に、「組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に、

「当該共済組合又は」を「第二号厚生年金被保険者期間については国家公務員共済組合連合会の確認を、

第三号厚生年金被保険者期間については地方公務員共済組合の確認を、第四号厚生年金被保険者期間については「当該共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係る被用者年金各法」を「厚生年金保険法第九十条第二項及び第四項から第六項まで」に、「当該被用者年金各法」を「同条第二項各号」に改め、同条第四項中「組合員又は加入者であつた期間」を「第二号厚生年金被保険者期間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間」に、「組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第七条の六を削る。

附則第八条中「その他の被用者年金各法」を「その他厚生年金保険法」に改める。

附則第九条の二第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法（第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。以下同じ。）の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「次の各号のいずれか」を「厚生年金保険法附則第八条の二各項に規定する者（同条第三項に規定する者その他政令で定めるものに限るものとし、同条各項の表の下欄に掲げる年齢に達していないものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「若しくは第十三条の四第一項又は他の被用者年金各法の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるもの」を「又は第十三条の四第一項の規定」に改める。

附則第九条の二の三中「厚生年金保険法」を「又は厚生年金保険法」に改め、「又は他の被用者年金各法による退職共済年金（厚生年金保険法附則第七条の三第三項又は第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金に相当するものとして政令で定めるものに限る。）の受給権者」を削る。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十七条 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正す

る。

附則第五条第八号の二から第八号の五までを削り、同条第九号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に、「年金保険者たる」を「実施機関たる」に、「第五条第二項、同条第三項、同条第九項、同条第十項」を「第五条第一項、同条第二項、同条第八項、同条第九項」に改め、同条第十号中「による被保険者」の下に「（同法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）に限る。）」を加え、同条第十一号及び第十二号中「による被保険者」の下に「（第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加え、同条第十九号を削る。

附則第八条第二項中「次の各号に掲げる期間の」を「厚生年金保険の被保険者期間（附則第四十七条第一項の規定又は他の法令の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた期間に係るもの）を含む。以下この条において同じ。」に、「の次の各号に掲げる期間」を「の厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「同項各号に掲げる期間（同項第一号に掲げる）を「同項に規定する厚生年金保険の被保険者期間（当該）に、「第三項又は」を「第三項、」に改め、「附則第五条第二項若しくは第三項」の下に「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一

間、第三号厚生年金被保険者期間又は第四号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。」に改め、同項第八号から第十一号までの規定中「第二項各号に掲げる期間」を「厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第八項中「昭和六十年国家公務員共済改正法」を「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）」に、「昭和六年地方公務員共済改正法」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）」に改め、「ある国民年金の被保険者であつた期間」を削り、「であつた」を「である国民年金の被保険者であつた」に改め、「ある国民年金の被保険者であつた期間」を「厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第十項中「第二項各号に掲げる期間」を「厚生年金保険の被保険者期間」に、「同項各号に掲げる期間」を「第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改める。

附則第八条の二中「又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間」を「又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「若しくは私学教職員共済制度の加入者であつた期間又は」を「若しくは同項第四号に規定する第四号厚生年

金被保険者期間（以下この条において「第四号厚生年金被保険者期間」という。）又は被用者年金制度の
一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十
七条の規定による改正前の」に改め、「以下「昭和六十年改正法」という。」を削り、「附則第九条の
二の二第一項」を「第九条の二の二第一項」に、「又は昭和六十年改正法」を「又は国民年金法等の一部
を改正する法律」に改める。

附則第十一條第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第三項中
「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（附則第三十一条第一項に規定する者に
支給される退職共済年金を除く。以下この項において同じ。）」を「厚生年金保険法による年金たる保険
給付」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（遺族厚生年金及び特例遺族年
金並びに遺族共済年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（遺族厚生年金及び特例遺族年
金」に、「国民年金法第五条第一項各号に掲げる法律による年金たる給付（老齢厚生年金、遺族厚生年金
及び特例遺族年金並びに退職共済年金及び遺族共済年金」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付
(老齢厚生年金、遺族厚生年金及び特例遺族年金」に改め、同条第五項中「（遺族厚生年金並びに退職共

済年金及び遺族共済年金を除く」を「遺族厚生年金」に、「（遺族厚生年金並びに国民年金法等の一部を改正する法律」を「遺族厚生年金及び国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金、遺族共済年金、退職年金、減額退職年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）を除く」を削り、同条第六項中「受けことができる場合」とあるのは「に」「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改め、「。以下「昭和六十年改正法」という。」及び「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金（その受給権者が昭和六十年改正法附則第三十一条第一項に規定する者であるものに限る。）、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされたこれらの年金たる給付を含む。）」を削り、「受けることができる場合」とする」を「とする」に改め、同条第七項中「支給されるもの並びに」を「支給されるもの及び」に改め、「。以下「昭和六十年改正法」という。」及び「並びに共済組合又は日本私立学校振興・共済事